

企画業務型裁量労働制に関する決議届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
業務の種類	種類	労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)	労働者数	決議で定める労働時間
労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 (労働者の労働時間の状況の把握方法)		()		
労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置				
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかつた労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無				有 ・ 無
労働者ごとの、労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置、労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置並びに労働者の同意に関する記録を保存することについての決議の有無				有 ・ 無

決議の成立年月日 年 月 日 決議の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

委員会の委員数	運営規程	規程の有無	委員会の同意の有無	運営規程に含まれている事項
		有 ・ 無	有 ・ 無	開催に関する事項・議長の選出に関する事項・決議の方法に関する事項・定足数に関する事項 委員会への情報開示に関する事項

任期を定めて指名された委員		その他の委員	
氏名	任期	氏名	

決議は、上記委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである。
 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()
 上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)
 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)
 年 月 日

労働基準監督署長殿 使用者 職名 氏名

- 記載心得
- 「業務の種類」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
 - 「労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経験年数、職能資格等を具体的に記入すること。
 - 「決議で定める労働時間」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
 - 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に()内に記入すること。
 - 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
 - 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第 38 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。